

化学における特許戦略

第1回

化学者にとっての「特許戦略」とは

たくみ特許事務所
弁理士 佐伯 裕子

化学技術者にとっての「特許戦略」とは

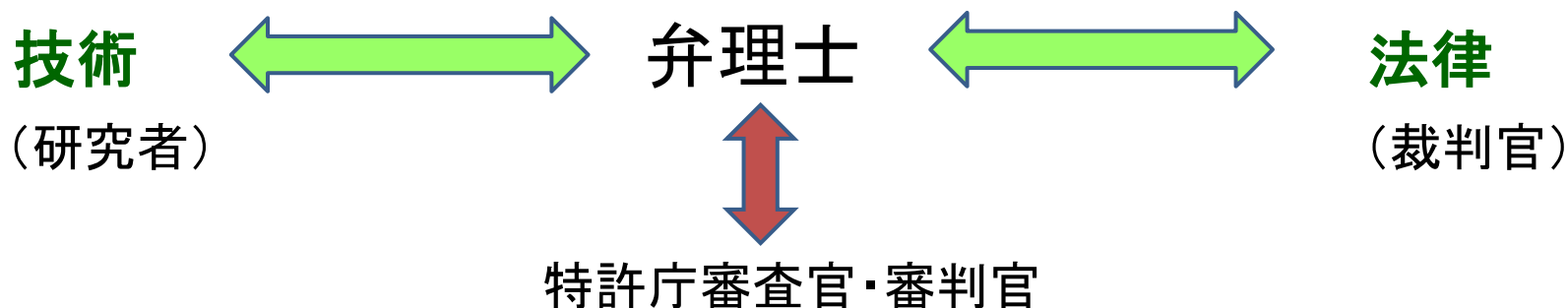
2

- 1 はじめに
- 2 化学研究者にとっての特許戦略
- 3 特許出願件数の推移
- 4 特許権は「財産権」の1種
- 5 産業財産権としての特許権
- 6 産業財産権の歴史

はじめに(特許に関する職業)

3

- ① **弁理士**(約1万人強) : 弁理士試験、弁護士、特許庁審査官経験者



- ② **特許庁審査官**(国家公務員Ⅰ＋任期付)

審査官7年で弁理士資格(審査官・審判官 約2,000名以上)

- ③ **企業等の知的財産部(特許部)職員**
④ **大学等のTLO職員**
⑤ **その他**

化学研究者にとっての特許制度

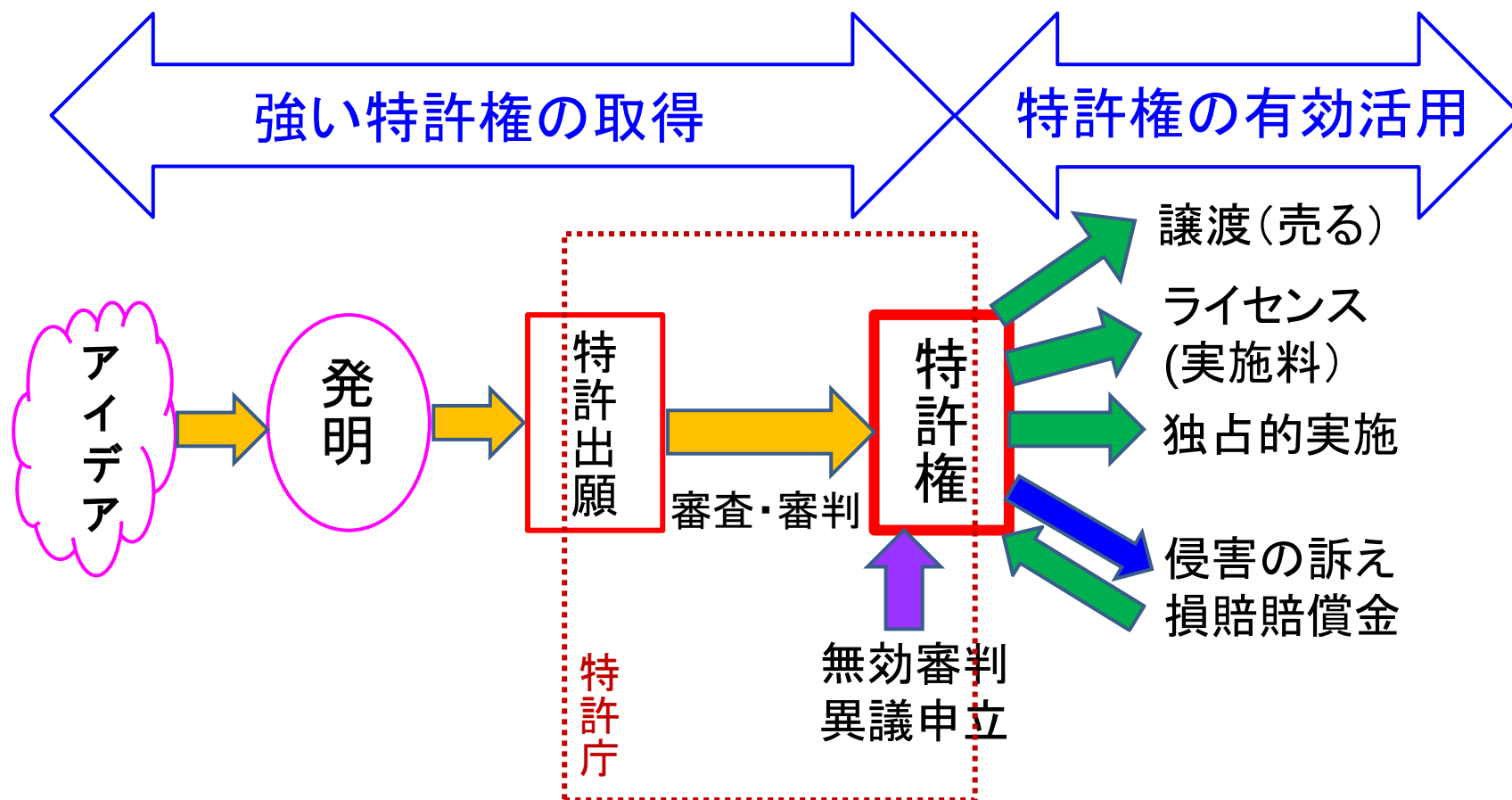
4

1. 化学分野では、個人の発明家による出願はまれ、ほとんどが企業、公的研究所、大学からの出願。
 - ・・・複数の発明者(グループ)による発明。
2. 最近では、研究者としての評価基準において、学術文献での発表と、特許出願とで等価値の場合が多い。
 - ・・・論文数＋特許出願数で評価。
3. 企業では研究者として採用されても、知財(特許)の部署への配属はよくある。

 将来「研究者」を目指すなら「特許」は避けて通れない。
積極的に「特許制度」を理解し「特許戦略」を実践すべし

化学研究者にとっての特許戦略－1

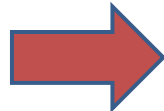
5



化学研究者にとっての特許戦略－2

6

1. 「強い特許権」とは＝有効活用できる「特許権」
 - ・瑕疵(キズ)がない(無効理由を指摘されない)
 - ・競合技術(製品)を広くカバーすることができる
 - ・特許権の存続期間中は、他社からの優位を保てる
2. 研究内容が高度で優れた発明であるからといって、直ちに「強い特許権」が取得できるわけではない。

 「強い特許権」を取得するための「特許戦略」

話題となった特許権侵害事件紹介: 切り餅事件

＜第1次訴訟＞

2010. 11. 30 佐藤食品工業 勝訴（東京地裁）

2011. 9. 7 特許侵害認める中間判決（知財高裁）

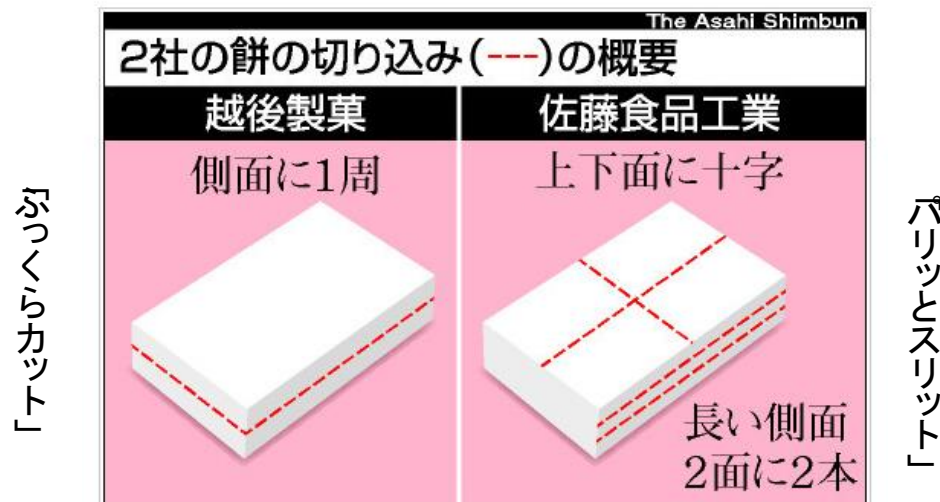
2012. 3. 22 越後製菓 勝訴（知財高裁） 製造・販売停止 約8億円賠償、製造装置廃棄

2013. 9. 19 最高裁上告棄却（佐藤の上告申立不受理） 佐藤食品 **8億円損害賠償**

＜第2次訴訟＞

2012. 5. 28 越後製菓が佐藤食品の他の20製品を特許侵害で提訴

2015. 4. 10 越後製菓 地裁勝訴 **7億8,300円賠償金**



(<http://www.asahi.com/>より)

最近の話題から:
大村智 2015年ノーベル生理学医学賞受賞

2015年ノーベル生理学・医学賞 大村智博士がキャンベル博士と共同受賞

1974 大村智博士 ストレプトマイセス・アベルメクチニウス菌発見(エバールメクチン産生)
関連特許:特許2888586(米国特許5369021)など

菌試料供与、ライセンス契約 250億円以上

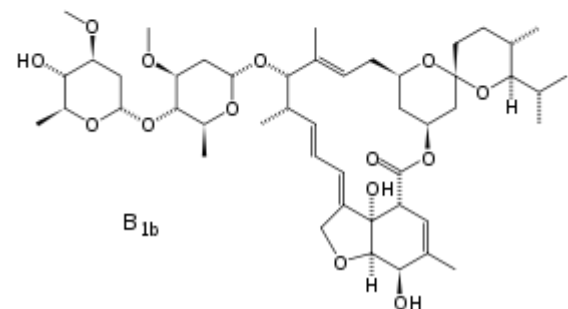
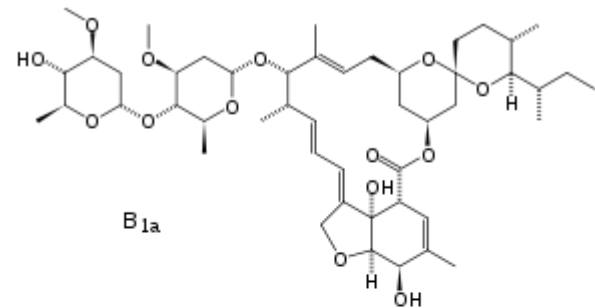
北里大メディカルセンター、荳崎大村美術館、
白山温泉建設

メルク(MSD)社キャンベル博士チーム
10万種検索(米国特許4310519など)1978～

マラリア、寄生虫薬イベルメクチン開発
1987「メクチザン®」販売申請

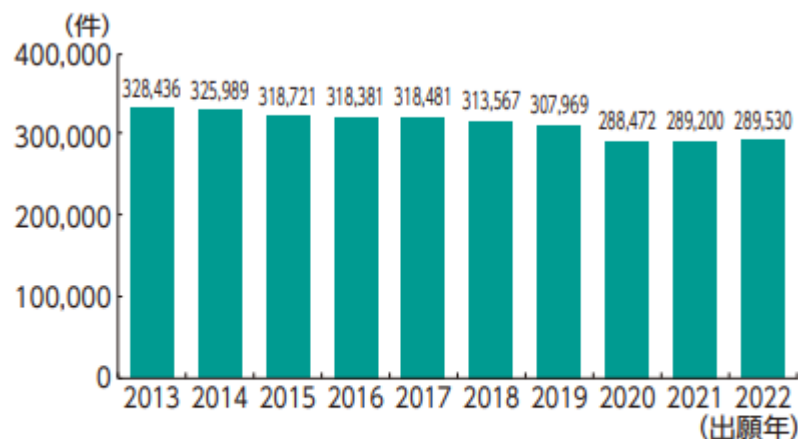
1987.10 MDS社WHOを通じ「メクチザン®」
のアフリカ、中南米、東南アジアへの
無償供与
←大村博士ロイヤリティ取得放棄

イベルメクチンB1a,B1b(ウィキペディア)



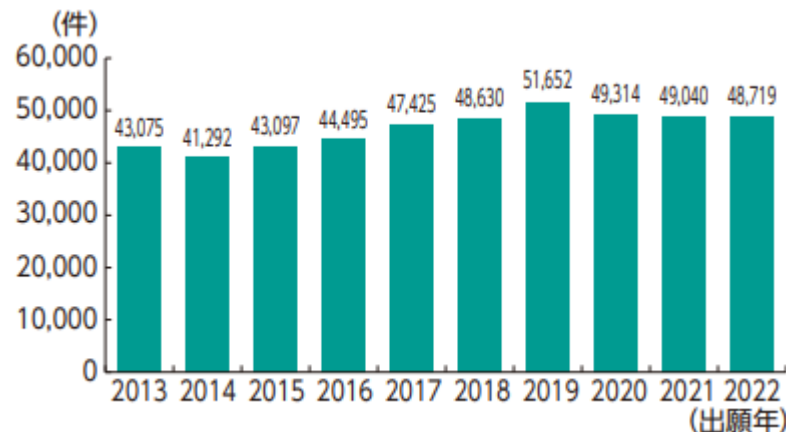
我国の特許出願件数の推移

【特許出願件数の推移】



(備考)・特許出願件数は、国内出願件数と特許協力条約に基づく国際出願(PCT国際出願)のうち国内移行した出願件数(基準日は国内書面の受付日)の合計数である。

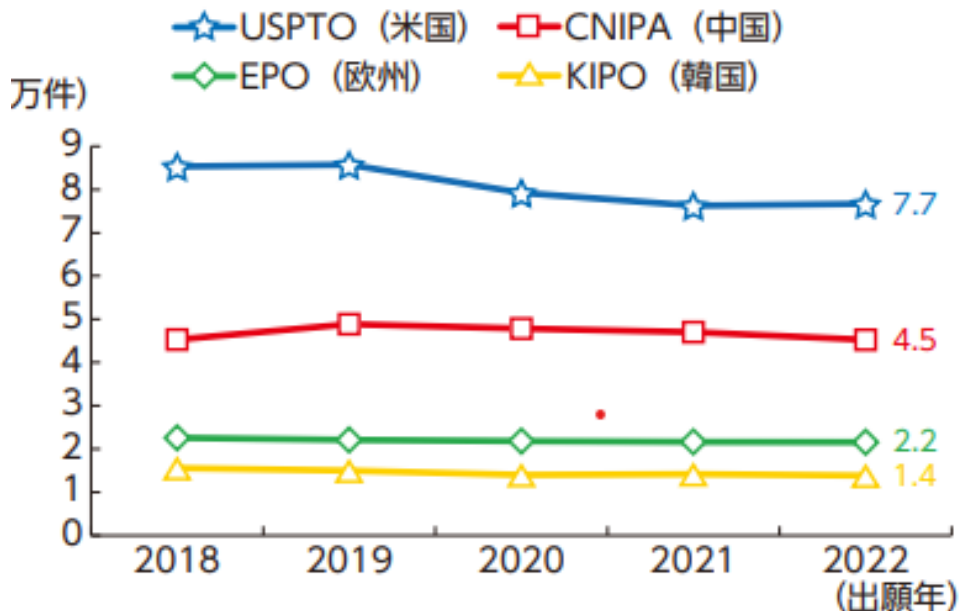
【PCT国際出願件数の推移】



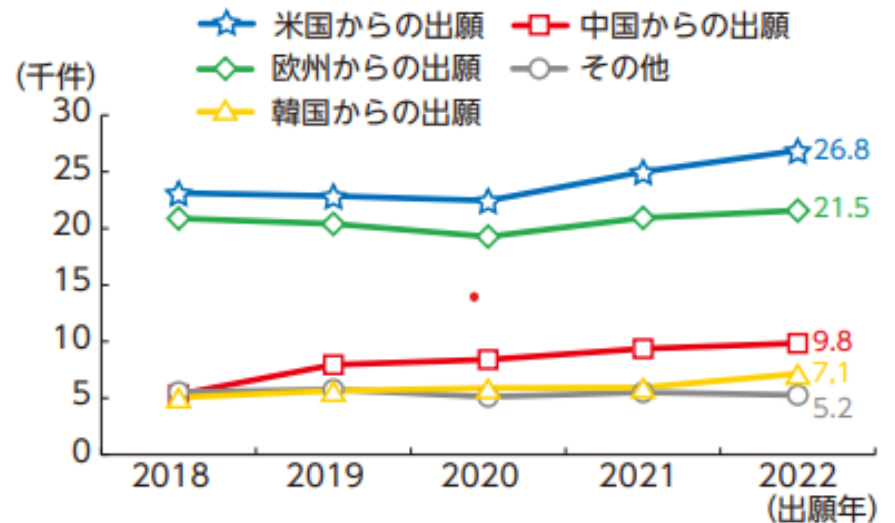
(特許次報告書 2023版)

日本⇔主要国 の特許出願件数の推移

【日本から主要国への特許出願】

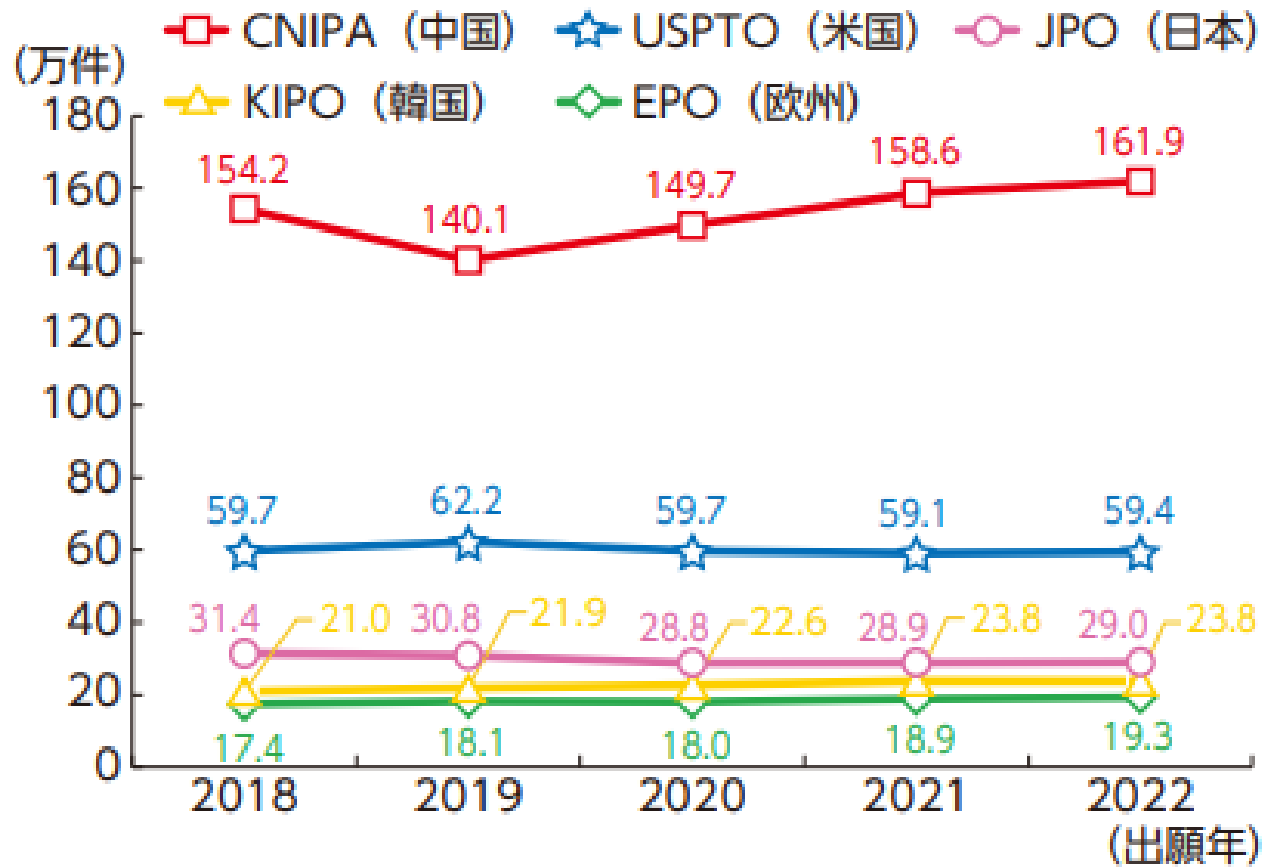


【主要国から日本への特許出願】



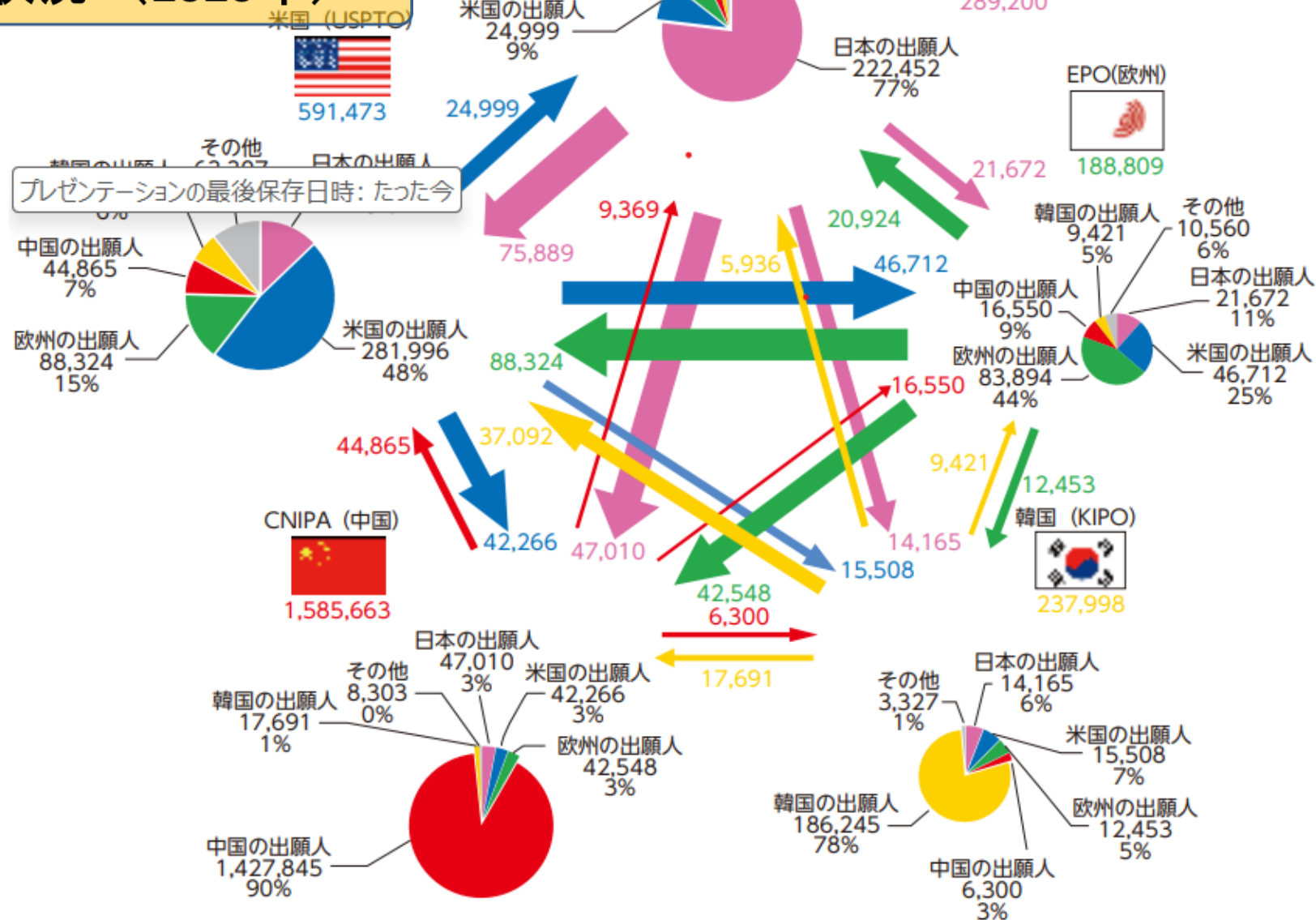
(特許行政年次報告書 2023版)

五庁における特許出願件数の推移



(特許行政年次報告書 2023版)

五庁間の特許出願 状況（2020年）



(特許行政年次報告書 2023版)

特許権は財産権(無体財産権)の1種である

13

憲法第29条

- 1 **財産権**は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる

民法第709条

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた**損害を賠償する責任**を負う。

民法第1条(基本原則)

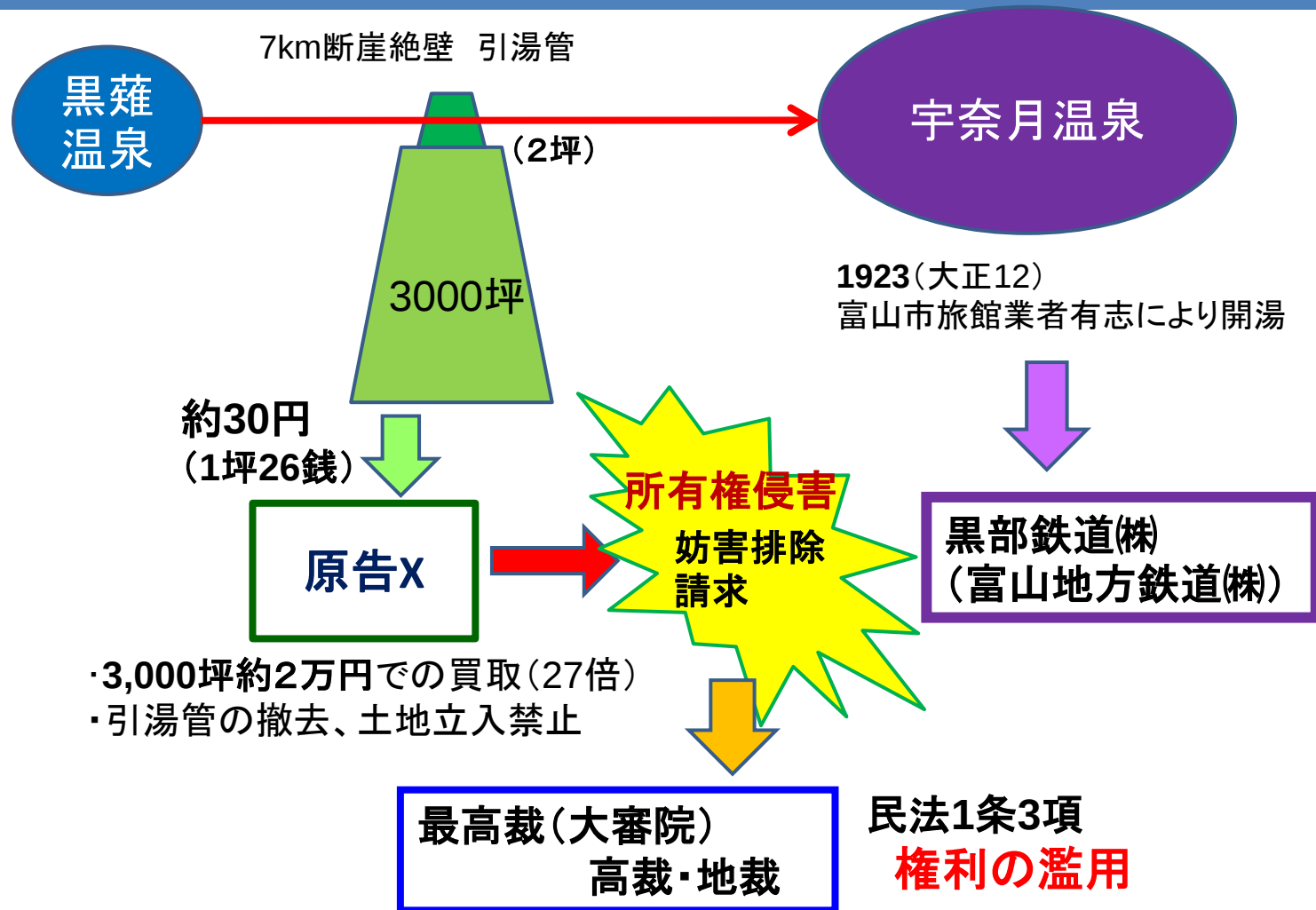
- 1 **私権**は、公共の福祉に適合しなければならない。
- 2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。
- 3 **権利の濫用**は、これを許さない。

< 参考: 宇奈月温泉事件(大審院昭和10年10月5日判決) >

財産権の基本原則：宇奈月温泉事件

大審院昭和10年10月5日判決

14



特許法と民法、憲法との関係

15

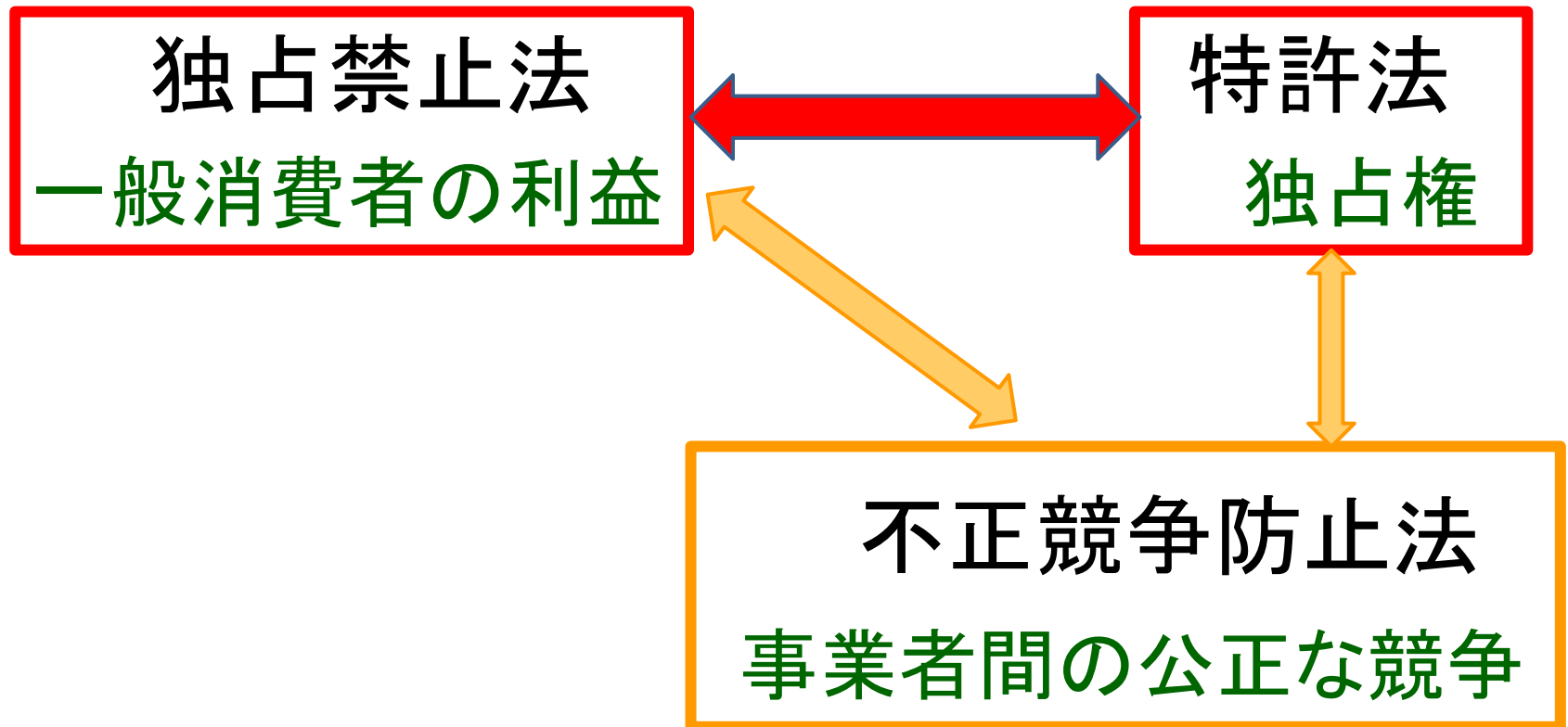
適用の原則：「特別法は一般法に優先する。」

一般法 ← (相対的) → 特別法
憲法 > 民法・民事訴訟法 > 知的財産法 > 特許法

特許法に規定されている場合は、民法、民事訴訟法よりも優先して適用される。規定がなければ一般法の規定通り。
なお、一般法の趣旨に反する特別法の規定は許されない。

独占禁止法と特許法

16



知的財産権の種類

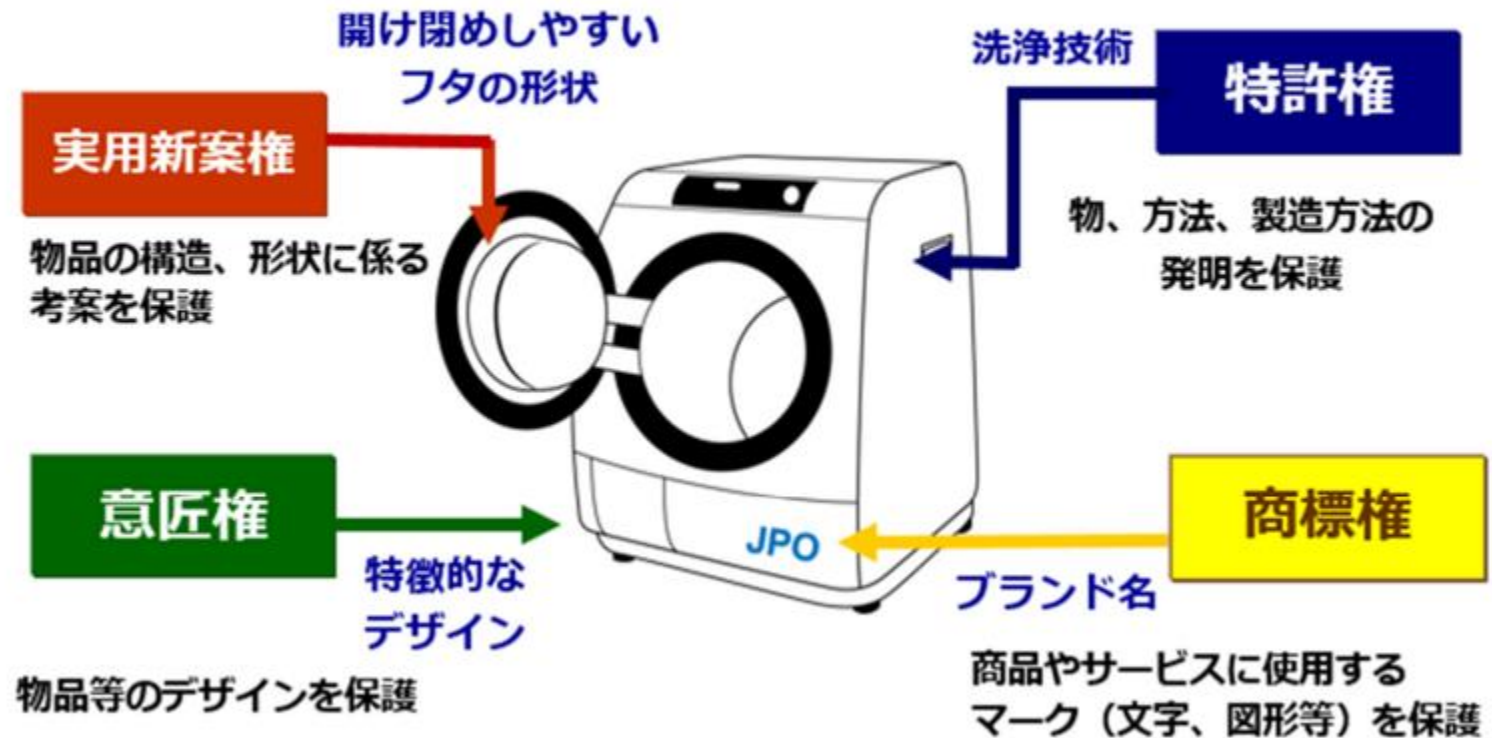
		権利	権利の内容	保護する法律	保護期間
知的財産権	知的創造物	特許権	発明	特許法	出願から20年
		実用新案権	考案	実用新案法	出願から10年
		意匠権	意匠、デザイン	意匠法	登録から20年
		著作権	文芸、学術、美術、音楽、プログラム、映画等精神的作品	著作権法	死後70年(法人は公表後70年、映画は公表後70年)
		回路配置利用権	半導体集積回路の配置	半導体チップ法	登録から10年
		育成者権	植物新品種	種苗法	登録から25年(樹木は30年)
		営業秘密	技術上営業上の情報 製造ノウハウ、顧客リスト	不正競争防止法	
	営業上の標識	商標権	商標／商品、サービスに使用するマーク	商標法	登録から10年(更新あり)
		商号権	商号	会社法・商法	
		商品等表示	周知、著名商標の使用	不正競争防止法	形態模倣は販売から3年
		地理的表示	品質、社会的評価が産地と結びついている商品名称	地理的表示法(GI法)	



特許庁所管(＝産業財産権)

産業財産権とは？

複製・転載・改変等無断で複製・転載・改変等を行うことは法律で禁じられています。



特許庁発行「2021年度知的財産権制度入門テキスト」より

産業財産権（工業所有権）の歴史

19

- 我が国の歴史
 - 1884年（明治17年） 商標条例の制定
 - 1885年（明治18年） 専売特許条例の制定
 - 1888年（明治21年） 意匠条例の制定
 - 1899年（明治32年） パリ条約に加入
 - 1905年（明治38年） 実用新案法の制定
 - 1934年（昭和 9年） 不正競争防止法の制定
- 世界の歴史
 - 1624年 イギリスで独占条例
 - 1790年 米国特許法
 - 1795年 フランス新憲法 第357条
 - 1877年 統一ドイツの特許法

今日のポイント

20

1. 化学研究者にとっての特許戦略
強い(有効な)特許権の取得
特許権の有効活用 の両面から
2. 知的財産権は、憲法の「財産権」が根拠
3. 法のバランス感覚
4. 産業財産権(特許、実用新案、意匠、商標)
目的は「産業の発達」＝国の基本政策
→ 国(特許庁)が直接的に保護
5. 我国の特許制度は明治新政府の産業政策の要